

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	川口市 健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年11月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務
②事務の概要	がん対策基本法に基づき、がんの早期発見、がん検診の受診率の向上を推進するため、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨、未受診者への再勧奨を行う。また、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則で定められた①～⑧の検診について、下記の a～f を行う。 ①歯周疾患検診、②肝炎ウイルス検診、③健康診査(保険未加入者等)、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診 a 対象者の抽出、b 受診票の出力、c 受診結果(精密検査を含む)入力処理、d 集計、e 統計報告資料作成、f データ分析処理
③システムの名称	・健康管理システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・住登外管理システム ・既存住民基本台帳システム ・個人住民税システム ・中間サーバ ・生活保護システム ・団体内統合宛名システム(宛名システム等)
2. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診(健診)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表111の項 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条（健康増進法関係） 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条（健康増進法関係）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 保健所健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市（総務部行政管理課情報公開文書係）〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市（総務部行政管理課情報公開文書係）〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条1項	※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	項番号の整理であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	保健センター所長 香山 裕司	保健センター所長 林 敏夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	2015/4/1	2020/4/1	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	未定	実施しない	事後	現在の状況に併せて記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 基本情報－1 特定個人情報ファイルを取扱う事務－③システムの名称	・健康管理システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・税宛名管理システム ・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム) ・個人住民税システム	・健康管理システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・税宛名管理システム ・既存住民基本台帳システム ・個人住民税システム ・中間サーバ	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	I 基本情報－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	実施しない	実施する	事前	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し
令和4年3月2日	I 基本情報－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠		【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・別表第2(第102の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第102の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業開始による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 基本情報－1 特定個人情報 ファイルを取扱う事務－③シ ステムの名称	・健康管理システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・税宛名管理システム ・既存住民基本台帳システム ・個人住民税システム ・中間サーバ	・健康管理システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・税宛名管理システム ・既存住民基本台帳システム ・個人住民税システム ・中間サーバ ・生活保護システム	事前	健康管理システムに登録して いる健康診査(保険未加入者 等)データの生活保護シス テム連携開始による見直し
令和6年3月11日	I 関連情報－5.評価実施機 関における担当部署－①部署	川口市 保健部 保健所地域保健センター	川口市 保健部 保健所健康増進課	事後	組織改変による変更であり、 重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	I 関連情報－5.評価実施機 関における担当部署－②所属 長の役職名	地域保健センター長	健康増進課長	事後	組織改変による変更であり、 重要な変更には該当しない
令和7年11月27日	I 関連情報－1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務－③ システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	事務の実態に合わせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表111の項 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	番号法の改正による修正
令和7年11月27日	I 基本情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号（別表第2の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項） ・別表第2（第102の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号（別表第2の第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができる」とされている項） ・別表第2（第102の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条（健康増進法関係） 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の139の項及び第141条（健康増進法関係）	事後	番号法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	Ⅱしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和7年4月1日	事後	判断日付の変更
令和7年11月27日	Ⅱしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和7年4月1日	事後	判断日付の変更
令和7年11月27日	Ⅳリスク対策－8人手を介在させる作業－判断の根拠	－	項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更による修正
令和7年11月27日	Ⅳリスク対策－11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更による修正